

令和7年度第1回大網白里市地域公共交通活性化協議会 運賃協議分科会 議事録

- 1 日 時 令和7年12月17日（水）12時00分から
2 場 所 大網白里市中央公民館 1階 講義室
3 出 席 者 別紙委員名簿のとおり
4 配付資料
・次第
・席次
・大網白里市地域公共交通活性化協議会分科会設置要領
・資料1 瑞穂地区コミュニティバスの運賃設定について
・参考 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調つてのことの証明書

1 開会

（事務局：久保）

先ほどは、第4回活性化協議会にご出席いただきましてありがとうございました。
これより、瑞穂地区コミュニティバスの運賃設定について、ご協議いただければと思います。

それでは、会議開会に先立ちまして、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

～配付資料について確認～

それでは、次第に沿いまして、進めさせていただきます。

2 議題

（事務局：久保）

それでは、これより議題に入りますが、分科会設置要領第6条第1項の規定に基づき、議長は、企画政策課長の飯高が務めさせていただきます。

（分科会長）

それでは、設置要領に基づき、議長を務めさせていただきます。早速議題に入らさせていただきます。議題（1）瑞穂地区コミュニティバスの運賃設定について事務局の説明をお願いします。

（事務局：齋藤（裕））

それでは議題「瑞穂地区コミュニティバスの運賃設定」について説明いたします。
資料の1をご覧下さい。

瑞穂地区コミュニティバスの運行計画については、先ほどの協議会でご説明したとおりとなりますので、説明を省略させていただきます。

道路運送法においては、運賃協議をする際は協議会本体以外の組織で協議を行うこと以外に、事前に、市民、利用者、利害関係者の意向を確認する機会を与えるため、公聴会やパブリックコメントを実施することが定められております。

（1）にありますとおり、当市は10月31日から12月1日までパブリックコメントを実施したところ、意見等はありませんでした。

次に（2）運賃設定につきましては、表に記載のとおりです。

なお、競合路線となります小湊鐵道の路線バスの大網駅～大網病院間の運賃は、同額の200円であり、均衡を著しく欠く金額とはなっておりません。

また、既存のコミュニティバスの運賃とも同額になっております。

次に、「参考」と書かれた資料をご覧ください。

こちらは、今説明しました、協議事項・路線の概要等をまとめた資料となり、これを運輸局へ提出する予定です。

事務局からの説明は以上となります。

（分科会長）

本件について、ご意見等ありますでしょうか。

～意見等なし～

（分科会長）

それでは、本議案について、ご承認いただくということでよろしいでしょうか。

=異議なしの声=

3 その他

（分科会長）

次に3のその他に移ります。委員の皆様及び事務局から何かござりますか。

=発言等なし=

4 閉会

（事務局：久保）

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただき、また長時間にわたるご協議、ありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第1回大網白里市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会を終了とさせていただきます。お疲れさまでした。

終了：12：15